

日向市立日知屋小学校 富島中学校区 きずなプラン (いじめ防止基本方針)

はじめに

第1 いじめの未然防止を含んだきずなづくりの

基本的な方向に関する事項

| | |
|-----------------|---|
| 1 いじめの定義 ······ | 1 |
|-----------------|---|

| | |
|----------------|--|
| ※ 日向市の絆づくりの考え方 | |
|----------------|--|

| | |
|------------------------------|---|
| 2 いじめの未然防止等に関する基本的考え方 ······ | 1 |
|------------------------------|---|

| | |
|---------------------|---|
| (1) いじめの未然防止 ······ | 2 |
|---------------------|---|

| | |
|---------------------|---|
| (2) いじめの早期発見 ······ | 2 |
|---------------------|---|

| | |
|----------------------|---|
| (3) いじめに対する措置 ······ | 2 |
|----------------------|---|

| | |
|------------------------------|---|
| 3 いじめの未然防止等に関する富島中学校区の基本的考え方 | 2 |
|------------------------------|---|

第2 いじめの未然防止等のための対策の内容に関する事項

| | |
|--------------------------|---|
| 1 いじめの未然防止等のための組織 ······ | 2 |
|--------------------------|---|

| | |
|----------------------|---|
| 2 絆づくり等に関する取組 ······ | 2 |
|----------------------|---|

| | |
|-------------------|---|
| (1) いじめの防止 ······ | 2 |
|-------------------|---|

| | |
|------------------------|---|
| (2) いじめの早期発見・解決 ······ | 3 |
|------------------------|---|

| | |
|----------------------|---|
| (3) いじめに対する措置 ······ | 3 |
|----------------------|---|

| | |
|-------------------------|---|
| (4) ネット上のいじめへの対応 ······ | 6 |
|-------------------------|---|

| | |
|-------------------|---|
| 3 その他の留意事項 ······ | 7 |
|-------------------|---|

| | |
|---------------------|---|
| (1) 組織的な指導体制 ······ | 7 |
|---------------------|---|

| | |
|--------------------|---|
| (2) 校内研修の充実 ······ | 7 |
|--------------------|---|

| | |
|-------------------|---|
| (3) 校務の効率化 ······ | 7 |
|-------------------|---|

| | |
|------------------------------|---|
| (4) 学校におけるいじめの未然防止等の取組の点検・充実 | 7 |
|------------------------------|---|

| | |
|--------------------------|---|
| (5) 地域や家庭との連携について ······ | 7 |
|--------------------------|---|

| | |
|-------------------------|---|
| (6) 関係機関との連携について ······ | 7 |
|-------------------------|---|

| | |
|-------------------|---|
| 4 重大事態への対処 ······ | 7 |
|-------------------|---|

第3 その他いじめの未然防止等のための対策に関する重要事項

| | |
|------------------------------|---|
| 1 きずなプランの点検と必要に応じた見直し ······ | 8 |
|------------------------------|---|

【資料1】【参考資料2・3】【参考アクションプラン】

《 日向市立富島中学校校区 きずなプラン 》
令和5年4月1日改訂

富島中学校区 きずなプラン（いじめ防止基本方針）

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題のひとつとなっています。

また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、本校区では、大きないじめ問題はないものの、他人を傷つける言動やインターネット上での誹謗中傷なども起こっている現状があります。現在のところ、「いじめは人の尊厳を犯す卑劣な行為である」という認識のもと、本校区の職員による正確な事実の把握、児童生徒、保護者への指導・支援を行う中で解決することができます。しかし、情報技術の急速な発展により、いじめが学校内だけの問題ではなく、学校外でも継続して行われている可能性があります。さらに情報機器を利用し、閉鎖的な人間関係の中で行われているケースも考えられ、教師が把握できないところでのいじめ問題についても危惧しています。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめ等の諸問題を未然に防止するための対策に関する基本的な方針を、「市立富島中学校区きずなプラン」として定めるものであります。

第1 いじめの未然防止を含んだ、きずなづくりの基本的方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起きた場所は学校管理下・管理下以外を問わない。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

【日向市の絆づくりの考え方】

- 日向の子どもたち（小学校においては児童、中学校においては生徒）が、絆づくりや居場所づくり、基本的な生活習慣の育成等を念頭に置き、「あいさつ日本一」や心も磨く「無言清掃のまち『ひゅうが』」の取組を行う。
- 日向の子どもたちが、いじめの防止や「魅力ある学校づくり」のため、自主的に児童・生徒会活動などを行う。
- 「生活やいじめに関するアンケート」を義務づけ、いじめを早期発見するだけではなく、絆づくり等につながる人間関係の醸成等を推進する。

2 いじめの未然防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている児童をしっかりと守ります。
- いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。
- 児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は一人一人の育ちを保証する場であることを考え、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめ防止の取組を行います。

(1) いじめの未然防止

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事であると考えます。

そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てること、居場所づくり、絆づくりを目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかの児童の変化を見逃すことなく、早期の対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込みず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。また、地域、家庭と連携した取組を行います。

3 いじめの未然防止等に関する富島中学校区の基本的考え方

いじめや諸問題の未然防止のために、管理職や生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等が、小中連携して情報を共有することに努めます。中学校区全体で、児童の居場所づくり、絆づくりに取り組みます。

第2 いじめの未然防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの未然防止等のための組織

いじめの未然防止等を実効的に行うため、「すこやか委員会」を設置します。

なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

また、学期に1回程度、児童会との話し合いをもつなど、児童の意見を積極的に取り入れていきます。

【構成員】

全職員

【活動】

- きずなプラン（学校いじめ防止基本方針）の推進
- きずなづくり指導計画の作成と校内研修の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめ等が疑われる児童の事案に対して、事実確認・対応方針の決定
- 配慮が必要な児童への支援方針決定

2 絆づくり等に関する取組

* 【資料1】参照

(1) いじめの防止

ア 児童が主体の活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、絆づくりを児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。また、児童が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等を設けます。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ○ 異学年交流会の実施 | ○ 学級活動等での話し合い活動の実施 |
| ○ 縦割り活動や無言清掃活動の実施 | ○ ボランティア活動の推進 |
| ○ 米の山交流会への参加（6年） | ○ 児童生徒意見発表会への参加（6年） |

(イ) 特別活動等における児童同士の話し合い活動の推進

イ 教職員が主体の活動

- (ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。
- 生徒指導の三機能を生かした授業の展開
 - 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開
 - 職員相互の授業研究会の実施
- (イ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指します。
- 教育相談週間の設定（月1回）
- (ウ) 教科等における道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。
- 教科や学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
 - 学級活動や児童会において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動や読書活動、あいさつ運動、ボランティア活動の実施
 - 特別な教科道徳において、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合わせるための授業の充実
 - 傍観者とならず、教職員や保護者、地域住民に知らせたりするなど、いじめを止めさせるための意識向上
 - 外部講師による講演会等の実施
- (エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。
- PTA総会での学校の方針（紛争プラン）説明
 - 学校通信等を活用した紛争づくり活動の報告
 - 保護者を対象とした家庭教育学級・学校保健委員会等での啓発活動

(2) いじめの早期発見・解決

- ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。 **※【参考資料2、3】参照**
- イ 定期的に教育相談週間を設け、児童や保護者が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
- 教育相談週間の設定
 - いじめの相談窓口の周知（相談窓口担当を、保護者に周知する。）
- ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施します。
- 心のアンケートの実施（月に1度実施します。）
 - 諸検査・調査の積極的な活用
 - 心のアンケートをもとに、全児童を対象とした教育相談の実施
- エ すこやか委員会（いじめ不登校対策委員会）において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもつていいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有に努めます。
- オ 小中一貫の取組として、9年間の情報の確実なつなぎを行い、いじめの事案に関しては、必要に応じて、情報共有と対策を講じます。

(3) いじめに対する措置 ※【参考】学校のいじめアクションプランによる

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの事実について管理職及び生徒指導主事（すこやか委員会を構成するいずれかの職員）に速やかに通報します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断します。
- 不適切な認識、体罰や言葉の暴力等がいじめ発生を許し、いじめの深刻化を招きうることに注意します。

イ 情報の共有

- アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合は全職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 情報の整理

- いじめを認知した時は、初期の対応から解決に至るまで、必ず適切に記録をして整理します。

エ 事実関係についての調査

- 速やかにすこやか委員会を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告します。
- 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、すこやか委員会の職員のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

オ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援等が必要な場合、市教育委員会や日向警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合、隨時すこやか委員会で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、すこやか委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- すこやか委員会の委員や学年職員と連携して、組織的な対応に努めます。
- いじめは単に謝罪をもって安易に解決することはできず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを確認します。
 - ① 被害者に対する心理的、物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続している。しかし、場合によってはすこやか委員会の判断により、より長期の期間を設定する。
 - ② 被害者が心身の苦痛を感じていないことを面談により確認する。

- 指導及び支援を行うにあたっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・ 安全・安心を確保する。
- ・ 心のケアを図る。
- ・ 今後の対策について、共に考える。
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・ 温かい人間関係をつくる。

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

いじめた児童への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようとする指導を根気強く行います。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・ 児童や保護者の心情に配慮する。
- ・ いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば、保護者が相談できるような学校の体制を整える。

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害の児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかつたりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

カ 関係機関への報告

- 校長は市教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、日向警察署へ通報し、連携して対応します。

キ 繼続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為です。

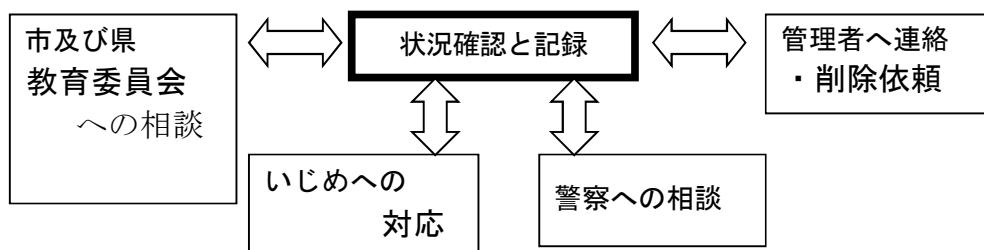
また、情報の高度の流通性や匿名性などにより拡散した情報を消去することはきわめて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、多くの人々に多大な被害を与える可能性があること、また、重大な人権侵害にあたり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であること、刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となりうることなどを理解させます。

イ ネットいじめの予防（学校・家庭内ルールの作成など）

- 家庭でのネット利用の在り方について、保護者への啓発を図ります。
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施します。
- ネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、すこやか委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応になるようにします。また、児童からの相談において、児童からのSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を有することであることを理解し、迅速に、誠実に対応します。

(2) 校内研修の充実

本中学校区においては、きずなプランを活用した校内研修を実施し、絆づくりといじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの未然防止の取組を推進する研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、児童の悩み解決等に、適切に取り組んでいくことができるようとするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの未然防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの未然防止等の取組の充実を目指します。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようとするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

また、加害児童及びその保護者に対して必要な指導や支援を継続的に行い被害児童及びその保護者との関係に配慮します。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。（教育委員会、警察、福祉・医療関係との連携）

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとします。また、児童または保護者からの申し立ては学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと判断できないことに留意します。

- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 高額の金品を奪い取られた場合

- 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 連續した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 その他のいじめの未然防止等のための対策に関する重要事項

1 きずなプランの点検と必要に応じた見直し

(1) 学校のきずなプランの策定から3年を目途として、国・県や市の動向等を勘案して、プランの見直しを中学校区で検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、プランについては、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

(2) 学校のきずなプランの内容について、ホームページ等で公表します。

日向市立日知屋小学校 富島中学校区 きずなプラン (いじめ防止基本方針)

はじめに

第1 いじめの未然防止を含んだきずなづくりの

基本的な方向に関する事項

| | |
|-----------------|---|
| 1 いじめの定義 ······ | 1 |
|-----------------|---|

※ 日向市の絆づくりの考え方

| | |
|------------------------------|---|
| 2 いじめの未然防止等に関する基本的考え方 ······ | 1 |
|------------------------------|---|

| | |
|---------------------|---|
| (1) いじめの未然防止 ······ | 2 |
|---------------------|---|

| | |
|---------------------|---|
| (2) いじめの早期発見 ······ | 2 |
|---------------------|---|

| | |
|----------------------|---|
| (3) いじめに対する措置 ······ | 2 |
|----------------------|---|

| | |
|------------------------------|---|
| 3 いじめの未然防止等に関する富島中学校区の基本的考え方 | 2 |
|------------------------------|---|

第2 いじめの未然防止等のための対策の内容に関する事項

| | |
|--------------------------|---|
| 1 いじめの未然防止等のための組織 ······ | 2 |
|--------------------------|---|

| | |
|----------------------|---|
| 2 絆づくり等に関する取組 ······ | 2 |
|----------------------|---|

| | |
|-------------------|---|
| (1) いじめの防止 ······ | 2 |
|-------------------|---|

| | |
|------------------------|---|
| (2) いじめの早期発見・解決 ······ | 3 |
|------------------------|---|

| | |
|----------------------|---|
| (3) いじめに対する措置 ······ | 3 |
|----------------------|---|

| | |
|-------------------------|---|
| (4) ネット上のいじめへの対応 ······ | 6 |
|-------------------------|---|

| | |
|-------------------|---|
| 3 その他の留意事項 ······ | 7 |
|-------------------|---|

| | |
|---------------------|---|
| (1) 組織的な指導体制 ······ | 7 |
|---------------------|---|

| | |
|--------------------|---|
| (2) 校内研修の充実 ······ | 7 |
|--------------------|---|

| | |
|-------------------|---|
| (3) 校務の効率化 ······ | 7 |
|-------------------|---|

| | |
|------------------------------|---|
| (4) 学校におけるいじめの未然防止等の取組の点検・充実 | 7 |
|------------------------------|---|

| | |
|--------------------------|---|
| (5) 地域や家庭との連携について ······ | 7 |
|--------------------------|---|

| | |
|-------------------------|---|
| (6) 関係機関との連携について ······ | 7 |
|-------------------------|---|

| | |
|-------------------|---|
| 4 重大事態への対処 ······ | 7 |
|-------------------|---|

第3 その他いじめの未然防止等のための対策に関する重要事項

| | |
|------------------------------|---|
| 1 きずなプランの点検と必要に応じた見直し ······ | 8 |
|------------------------------|---|

【資料1】【参考資料2・3】【参考アクションプラン】

《 日向市立富島中学校校区 きずなプラン 》

令和5年4月1日改訂

富島中学校区 きずなプラン（いじめ防止基本方針）

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題のひとつとなっています。

また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、本校区では、大きないじめ問題はないものの、他人を傷つける言動やインターネット上での誹謗中傷なども起こっている現状があります。現在のところ、「いじめは人の尊厳を犯す卑劣な行為である」という認識のもと、本校区の職員による正確な事実の把握、児童生徒、保護者への指導・支援を行う中で解決することができます。しかし、情報技術の急速な発展により、いじめが学校内だけの問題ではなく、学校外でも継続して行われている可能性があります。さらに情報機器を利用し、閉鎖的な人間関係の中で行われているケースも考えられ、教師が把握できないところでのいじめ問題についても危惧しています。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめ等の諸問題を未然に防止するための対策に関する基本的な方針を、「市立富島中学校区きずなプラン」として定めるものであります。

第1 いじめの未然防止を含んだ、きずなづくりの基本的方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起きたった場所は学校管理下・管理下以外を問わない。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

【日向市の絆づくりの考え方】

- 日向の子どもたち（小学校においては児童、中学校においては生徒）が、絆づくりや居場所づくり、基本的な生活習慣の育成等を念頭に置き、「あいさつ日本一」や心も磨く「無言清掃のまち『ひゅうが』」の取組を行う。
- 日向の子どもたちが、いじめの防止や「魅力ある学校づくり」のため、自主的に児童・生徒会活動などを行う。
- 「生活やいじめに関するアンケート」を義務づけ、いじめを早期発見するだけではなく、絆づくり等につながる人間関係の醸成等を推進する。

2 いじめの未然防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている児童をしっかりと守ります。
- いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。
- 児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は一人一人の育ちを保証する場であることを考え、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめ防止の取組を行います。

(1) いじめの未然防止

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事であると考えます。

そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てること、居場所づくり、絆づくりを目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかの児童の変化を見逃すことなく、早期の対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込みず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。また、地域、家庭と連携した取組を行います。

3 いじめの未然防止等に関する富島中学校区の基本的考え方

いじめや諸問題の未然防止のために、管理職や生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等が、小中連携して情報を共有することに努めます。中学校区全体で、児童の居場所づくり、絆づくりに取り組みます。

第2 いじめの未然防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの未然防止等のための組織

いじめの未然防止等を実効的に行うため、「すこやか委員会」を設置します。

なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

また、学期に1回程度、児童会との話し合いをもつなど、児童の意見を積極的に取り入れていきます。

【構成員】

全職員

【活動】

- きずなプラン（学校いじめ防止基本方針）の推進
- きずなづくり指導計画の作成と校内研修の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめ等が疑われる児童の事案に対して、事実確認・対応方針の決定
- 配慮が必要な児童への支援方針決定

2 絆づくり等に関する取組

* 【資料1】参照

(1) いじめの防止

ア 児童が主体の活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、絆づくりを児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。また、児童が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等を設けます。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ○ 異学年交流会の実施 | ○ 学級活動等での話し合い活動の実施 |
| ○ 縦割り活動や無言清掃活動の実施 | ○ ボランティア活動の推進 |
| ○ 米の山交流会への参加（6年） | ○ 児童生徒意見発表会への参加（6年） |

(イ) 特別活動等における児童同士の話し合い活動の推進

イ 教職員が主体の活動

- (ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。
- 生徒指導の三機能を生かした授業の展開
 - 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開
 - 職員相互の授業研究会の実施
- (イ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指します。
- 教育相談週間の設定（月1回）
- (ウ) 教科等における道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。
- 教科や学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
 - 学級活動や児童会において、児童が自らいじめの問題について考え、議論する活動や読書活動、あいさつ運動、ボランティア活動の実施
 - 特別な教科道徳において、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合わせるための授業の充実
 - 傍観者とならず、教職員や保護者、地域住民に知らせたりするなど、いじめを止めさせるための意識向上
 - 外部講師による講演会等の実施
- (エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。
- PTA総会での学校の方針（紛争プラン）説明
 - 学校通信等を活用した紛争づくり活動の報告
 - 保護者を対象とした家庭教育学級・学校保健委員会等での啓発活動

(2) いじめの早期発見・解決

- ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。 **※【参考資料2、3】参照**
- イ 定期的に教育相談週間を設け、児童や保護者が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
- 教育相談週間の設定
 - いじめの相談窓口の周知（相談窓口担当を、保護者に周知する。）
- ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施します。
- 心のアンケートの実施（月に1度実施します。）
 - 諸検査・調査の積極的な活用
 - 心のアンケートをもとに、全児童を対象とした教育相談の実施
- エ すこやか委員会（いじめ不登校対策委員会）において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもつていいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有に努めます。
- オ 小中一貫の取組として、9年間の情報の確実なつなぎを行い、いじめの事案に関しては、必要に応じて、情報共有と対策を講じます。

(3) いじめに対する措置 ※【参考】学校のいじめアクションプランによる

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの事実について管理職及び生徒指導主事（すこやか委員会を構成するいずれかの職員）に速やかに通報します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断します。
- 不適切な認識、体罰や言葉の暴力等がいじめ発生を許し、いじめの深刻化を招きうることに注意します。

イ 情報の共有

- アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合は全職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 情報の整理

- いじめを認知した時は、初期の対応から解決に至るまで、必ず適切に記録をして整理します。

エ 事実関係についての調査

- 速やかにすこやか委員会を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告します。
- 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、すこやか委員会の職員のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

オ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援等が必要な場合、市教育委員会や日向警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合、隨時すこやか委員会で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、すこやか委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- すこやか委員会の委員や学年職員と連携して、組織的な対応に努めます。
- いじめは単に謝罪をもって安易に解決することはできず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを確認します。
 - ① 被害者に対する心理的、物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続している。しかし、場合によってはすこやか委員会の判断により、より長期の期間を設定する。
 - ② 被害者が心身の苦痛を感じていないことを面談により確認する。

- 指導及び支援を行うにあたっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・ 安全・安心を確保する。
- ・ 心のケアを図る。
- ・ 今後の対策について、共に考える。
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・ 温かい人間関係をつくる。

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

いじめた児童への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようとする指導を根気強く行います。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・ 児童や保護者の心情に配慮する。
- ・ いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば、保護者が相談できるような学校の体制を整える。

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害の児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかつたりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

カ 関係機関への報告

- 校長は市教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、日向警察署へ通報し、連携して対応します。

キ 繼続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為です。

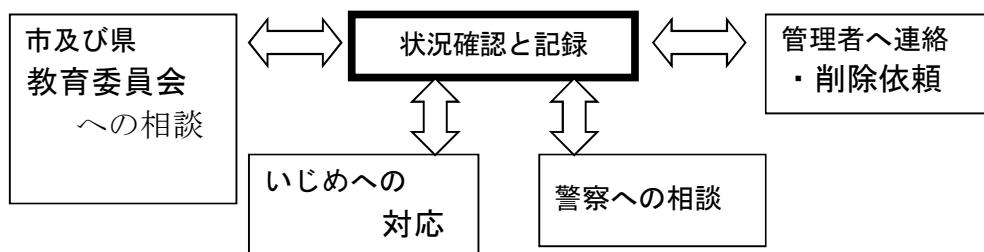
また、情報の高度の流通性や匿名性などにより拡散した情報を消去することはきわめて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、多くの人々に多大な被害を与える可能性があること、また、重大な人権侵害にあたり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であること、刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となりうることなどを理解させます。

イ ネットいじめの予防（学校・家庭内ルールの作成など）

- 家庭でのネット利用の在り方について、保護者への啓発を図ります。
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施します。
- ネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、すこやか委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応になるようにします。また、児童からの相談において、児童からのSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を有することであることを理解し、迅速に、誠実に対応します。

(2) 校内研修の充実

本中学校区においては、きずなプランを活用した校内研修を実施し、絆づくりといじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの未然防止の取組を推進する研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、児童の悩み解決等に、適切に取り組んでいくことができるようとするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの未然防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの未然防止等の取組の充実を目指します。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようとするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進や、学校運営協議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

また、加害児童及びその保護者に対して必要な指導や支援を継続的に行い被害児童及びその保護者との関係に配慮します。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。（教育委員会、警察、福祉・医療関係との連携）

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとします。また、児童または保護者からの申し立ては学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと判断できないことに留意します。

- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 高額の金品を奪い取られた場合

- 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 連續した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 その他のいじめの未然防止等のための対策に関する重要事項

1 きずなプランの点検と必要に応じた見直し

(1) 学校のきずなプランの策定から3年を目途として、国・県や市の動向等を勘案して、プランの見直しを中学校区で検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、プランについては、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

(2) 学校のきずなプランの内容について、ホームページ等で公表します。